

〔件名〕鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（案）に関する意見

〔宛先〕環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〔氏名〕日本クマネットワーク／代表／佐藤喜和

〔郵便番号・住所〕〒060-0818 北海道札幌市北区北 18 条西 9 丁目北海道大学大学院獣医学研究院 環境獣医科学分野 野生動物学教室内 日本クマネットワーク事務局

〔意見〕

1. 該当箇所

6 ページ 7～9 行目

2. 意見内容

「ICT 等の新たな技術を活用した監視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供が必要である。」を「監視体制、緩衝帯での追い払いや捕獲、出没リスクに応じた住民への迅速かつ適切な情報提供が～」とし、「緩衝帯での追い払いや捕獲」、「迅速かつ」を追記してください。

3. 理由

クマ類が市街地に出没してしまった後では、できる対策は限られてしまいます。出没情報を迅速かつ適切に住民に周知し事故を防ぐことに加え、収集した情報を活用して市街地に「出没する前」に追い払いや捕獲を行うことによって出没リスクを下げておくことが非常に重要だと考えます。

1. 該当箇所

6 ページ 9～12 行目

2. 意見内容

関係主体として警察が含まれることを明記し、警職法第 4 条第 1 項の適用を含めた事前調整を行うことを追記してください。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

大型獣が市街地に出没した際には、追い払いや麻酔銃による不働化では対応できない事例もあり、住民等への人身被害を防止し、安全を確保するには装薬銃による発砲・駆除が必要となる場合があります。「熊等が住宅街に出没した場合における警察官職務執行法第 4 条第 1 項を適用した対応について（通知）（警察庁丁保発第 188 号）」など警察庁から通知は出ていますが、現場の警察官まで浸透していない場合もあり、円滑な市街地出没対応に支障が生じています。鳥獣保護管理法と警職法の双方が柔軟に適用できる環境を構築し、都道府県

警と県・市町村との間で具体的な動きについて調整を予め実施しておくことが重要だと考えます。

1. 該当箇所

6 ページ 10～12 行目

2. 意見内容

「出没時の円滑な…対応方針を定めておく必要がある。」の後に「また、対応の妨げになる可能性があるため、過剰な追跡等を行う報道機関や個人へ注意喚起や事前の安全管理に係る普及啓発が必要になる。」を追記してください。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

クマ類等が出没した際に報道機関や個人が執拗に対象動物を追跡する等の事案が発生しており、現場で対応している行政や警察等の活動に支障をきたしたり、動物をパニック状態にさせたりすることで人身事故を誘発するおそれがあります。特に、市街地等への出没があった際には報道機関や一般人に対して、過剰な追跡・撮影など人身被害を誘発するおそれのある危険行為を中止するよう、普段から行政機関が注意喚起や普及啓発を行う必要があると考えます。また、市街地出没時に、市民が取るべき行動（家から出ない、子供だけの登下校を控える等）について、あらかじめ出没の危険性がある地域住民に対し行政が普及啓発を行う等、事前の対策が重要だと考えられます。

1. 該当箇所

8 ページ 10 行目（（2）収集すべき情報）

2. 意見内容

収集すべき情報として、出没や被害の発生状況に関する情報を明記してください

3. 理由

これらは、鳥獣の分布状況把握、鳥獣の管理施策の効果検証、被害防除策の検討（特にクマ類による人身事故発生防止には発生状況に関する情報が重要です）、被害防除体制の構築などに必須の情報であるためです。現状では 12 ページの指定管理鳥獣の部分だけにしか該当する記述がありません。

1. 該当箇所

9 ページ 30～31 行目

2. 意見内容

「錯誤捕獲の増加も懸念される。」を「錯誤捕獲が増加している。」に修文。

3. 理由

少なくともツキノワグマについて、一部地域で錯誤捕獲が増加していることが、環境省（2015）からも明らかです。

参考) 環境省 (2015) クマ類の保護及び管理に関するレポート (平成 26 年度版).

1. 該当箇所

9 ページ 31 行目

2. 意見内容

「指定管理鳥獣捕獲等事業をはじめとする鳥獣捕獲等事業においては」を「わなを使用したすべての捕獲においては」に修文。

3. 理由 (あれば根拠出典併記)

捕獲事業に限らず、一般的な有害鳥獣捕獲、狩猟においてもわなは多用されています。すべてのわな捕獲には錯誤捕獲の可能性が付随するため、事業に限らない記載にすべきです。

1. 該当箇所

9 ページ 36 行目

2. 意見内容

「適正な使用の徹底」の後に「適正な使用の徹底と錯誤捕獲が発生した際の事故の防止方法について捕獲者への指導を図ること」と修文

3. 理由

現状では錯誤捕獲は完全に防ぐことはできません。従って、錯誤捕獲の防止対策に加えて、特にクマ類において錯誤捕獲が発生してしまったとしても、事故なく放獣等を行うための注意点なども指導することが必要だと考えます。

1. 該当箇所

10 ページ 1 行目

2. 意見内容

「クマ類やカモシカ等の生息地において」を「クマ類やカモシカ等の分布域において」に修文。

3. 理由

2 行上に「クマ類やカモシカ等の生息が確認された場合には・・・」とあり、少し混乱したため。クマ類やカモシカの「分布域」では予め、安全な放獣体制の整備に努め、わなの近くで「生息」が確認された場合は、わなを移動等、とした方が分かりやすいと考えます。

1. 該当箇所

10 ページ 1~3 行目

2. 意見内容

「事業実施者は」を「事業実施者もしくは行政は」などに修文。また、「安全な放獣体制の整備に努める」を「安全な放獣体制を整備する」に修文。

### 3. 理由（あれば根拠出典併記）

事業以外のわなを使用した捕獲においても放獣体制の整備は必要であると考えます。また、シカ・イノシシの捕獲推進に伴いわなによる捕獲が増加している現状を鑑みれば、放獣体制が整備されていなければ人身事故が多発することが懸念されます。野生鳥獣の管理を安全に推進するためには、体制整備が努力目標ではなく、不可欠な事項であると考えます。

#### 1. 該当箇所

10 ページ 20 行目及び全体

#### 2. 意見内容

「希少鳥獣」を「希少鳥獣等」に修文。

### 3. 理由（あれば根拠出典併記）

10 ページ 20 行目において「希少鳥獣」を「希少鳥獣等」と鳥獣の区分（名称）を定義していますが、本文中の記載のほとんどが「希少鳥獣」と記載されています。特に「Ⅱ 希少鳥獣の保護に関する事項」（19 ページ 5 行目以降）おいての表記は 10 ページ 20 行目で定義した「希少鳥獣等」と記載することが適当だと考えます。

#### 1. 該当箇所

10 ページ 25 行目

#### 2. 意見内容

「…理を進める必要がある鳥獣を対象として環境省令で定めるものとする。」を「…理を進める必要がある鳥獣、国際的に保護を図る必要がある鳥獣を対象として環境省令で定めるものとする。」に修文。

### 3. 理由（あれば根拠出典併記）

鳥獣保護管理法第 2 条第 4 項に「この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるもの…」と国際的に保護を図る必要がある鳥獣も対象としているためです。これに基づけば、四国のツキノワグマ地域個体群も「希少鳥獣」と考えられます。

#### 1. 該当箇所

10 ページ 30 行目

#### 2. 意見内容

「なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。」を「また、全国的な観点からは希少鳥獣には指定されていないが、地域的に絶滅のおそれのある個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。」に修文。

### 3. 理由（あれば根拠出典併記）

四国のツキノワグマの様に全国的な観点から希少鳥獣に指定されていませんが、地域的に絶滅のおそれがあり、国際的に保護を図る必要がある鳥獣がいるため、そのことが明確に

なるような記載とすべきだと考えます。

1. 該当箇所

14 ページ 7 行目

2. 意見内容

「都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により…」を「国による希少鳥獣保護計画及び、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により…」に修文。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

四国のツキノワグマの様に「(2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣」で記載されている、生息分布が隔離し、生息数が少ない又は減少している鳥獣であれば、国による希少鳥獣保護計画での実施も想定されるためです。

1. 該当箇所

14 ページ 15 行目

2. 意見内容

「半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣」を「半島、離島等の地理的条件や森林環境の改変による好適生息地の分断や縮小により生息分布が隔離している鳥獣」に修文。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

四国のツキノワグマの様に、生息適地である落葉広葉樹林が減少・分断されたことにより個体数が減少している種もいるためです。

1. 該当箇所

41 ページ 20 行目 ((4) 錯誤捕獲の防止)

50 ページ 27～28 行目

2. 意見内容

「錯誤捕獲の実態」の調査、報告については、9 ページ 28 行目の「5 鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項」、41 ページ 20-26 行目の「3-1 捕獲許可した者への指導」、50 ページ 27-29 行目の「2 法に基づく諸制度の運用状況調査」に関する「(2) 捕獲等情報収集調査」に分かれて書かれている。各項目で齟齬が無いように統一して記載をし、収集する項目には、現状の「鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等」に加えて、「性別、大きさ（年齢）、わなの種類、わなでの拘束時間」を追加すべきです。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

性別、大きさは基本項目として追加すべきです。また、わなでの拘束時間が長いと、捕獲個体のけががひどくなり（中川, 2020）、さらに、わなの強度が低下するなどして捕獲作業者の危険性も高まります。確実にわなを見回ることへの意識を高めるためにも、項目として挙

げていただきたいと考えます。

中川恒祐. 2020. クマ類の錯誤捕獲の現状と課題—西日本のツキノワグマの事例について—. 哺乳類科学 60 (2) :345-350.